

公 告

令和6年度第2回岐阜地方労働審議会の公開について

標記の会議を下記のとおり公開しますので、傍聴を希望される方は募集要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和7年3月5日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 岐阜合同庁舎 5階共用第1会議室
岐阜市金竜町5-13
- 3 議 題 (1)令和6年度岐阜労働局行政運営方針の推進状況について
(2)令和7年度岐阜労働局行政運営方針(案)について
(3)令和7年度岐阜県雇用対策協定事業計画(案)について
(4)最低賃金について
- 4 傍聴人数 5名
- 5 募集要領
 - (1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに、はがき又は電子メールにより審議会の開催日、住所・氏名・電話番号、(お差し支えなければ)所属(団体)を記入の上、下記までお申し込みください。
申込み期限 令和7年2月26日(水)(必着)
メールアドレス 21roudou@mhlw.go.jp (受信専用アドレスのため返信できません)
郵送先 〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎
岐阜労働局 雇用環境・均等室 担当 東あて
 - (2) 会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。
抽選の結果、当選された方には書面により通知しますので、傍聴当日はその通知書を携行してください。
 - (3) 当日は、審議会開催の15分前頃までにお越しください。また、審議会の開始後の入室は認められません。
なお、御応募いただいたご本人であることを確認させていただく場合がありますので、当日はご本人であることがわかるものをご携行ください。
- 6 その他
 - (1) 傍聴される場合は、別添の遵守事項を厳守してください。
 - (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申込みの際にお書き添えください。
また、介助の方がいらっしゃる場合には、その方のご氏名も併せてお書き添えください。

岐阜地方労働審議会の傍聴時における遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は、必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用はご遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議会委員等の言論に対し、賛否を表明し又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき・ゼッケン・腕章等の会場内における着用はご遠慮ください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方その他、秩序を乱すおそれのあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、岐阜地方労働審議会会長及び同事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為、審議会の妨げとなる言動があった場合には、退室をお願いすることがあります。

岐阜地方労働審議会